

ファンドニュース

「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)の公表について

2024年11月



はじめに

金融庁は、2024年9月26日に「『顧客本位の業務運営に関する原則』(改訂案)に対するパブリックコメントの結果等について」を公表しました。これは、同年7月初旬からおよそ1カ月かけて本原則の改訂案を公表し広く意見を求めた結果、寄せられた110件のコメント及びそれに対する金融庁の考え方をまとめたものとなります。

当該パブリックコメントの募集の前段階として、「資産運用立国実現プラン」(2023年12月策定)において、資産運用会社が金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定が提言されるとともに、市場制度ワーキング・グループ及び資産運用に関するタスクフォースにおいても、顧客本位の業務運営に関する原則に資産運用会社のプロダクトガバナンスを中心とした記載を追加すべきと提言されました。こうした提言に基づき、2024年4月から市場制度ワーキング・グループにおいて、顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するための方策に関する議論が行われ、同年7月に検討結果を「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」として取りまとめました。

今回の改訂は、本報告書における提言を受けて行うものであり、パブリックコメントにおいて寄せられたコメントを踏まえて「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)が確定、公表されました。

改訂の概要

今回の大きな改訂は、本原則に「プロダクトガバナンスに関する補充原則」が新たに定められたこととなります。それだけではなく、従来の原則6において、金融商品の販売に携わる金融事業者に対し、製販全体として顧客の最善の利益を実現するための、金融商品の組成にかかる金融事業者との連携の必要性に係る(注)が追加されました。

補充原則に関する基本的な考え方として、以下の2つを重要なものとしています。

- ・プロダクトガバナンス(顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス)は、個別の金融商品の内容等の組成のあり方に着目するだけではなく、製販全体として顧客の最善の利益の実現を図ることを目的とするものである。このため、組成会社・販売会社間で建設的なコミュニケーションが行われることによって、製販全体として顧客の最善の利益の実現に向けて取り組むこと
- ・金融商品の組成から顧客への販売、販売後の検証等の各段階で品質管理が実践されていく必要があるが、プロダクトガバナンスは、各段階の品質管理だけではなく、組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体の中で実効的に機能していくこと

また、補充原則に基づく取り組みを実施する際には、組成会社及び販売会社におけるコスト及び実務面のフィジビリティにも配慮する必要があり、プロダクトガバナンスの確保により得られる便益とそれに要するコスト等が釣り合いの取れたものとなっていること(プロポーショナリティ)が重要である、ともしています。

新たに定められた補充原則の内容は以下のとおりです。

【基本理念】補充原則1

金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。

【体制整備】補充原則2

金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。

その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。

【金融商品の組成時の対応】補充原則3

金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。

また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。

【金融商品の組成後の対応】補充原則4

金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。

また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。

【顧客に対する分かりやすい情報提供】補充原則5

金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。

※「『顧客本位の業務運営に関する原則』(改訂案)に対するパブリックコメントの結果等について」(金融庁)
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240926.html>)より一部抜粋して作成

金融事業者が顧客本位の業務運営に関する原則を採択する場合は、従来の原則と今回追加された補充原則の内容ごとに取組方針及び取組状況を明確に示す必要がありますが、パブリックコメントの回答において金融庁はその取組方針・取組状況について、策定・公表の期限を設けていません。改訂後の本原則に基づく報告様式については2025年1月に新しい報告様式を公表し、提出期限が同年6月末予定(同年9月末公表予定)のものから適用する考えを明らかにしています。そのため、改訂後の本原則に基づく「金融事業者リスト」に掲載されるためには、同年6月末の報告時点で取組方針・取組状況を公表していることが要件となります。

資産運用会社に対する示唆

金融商品の組成に携わる金融事業者には、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定すること、そしてその特定された属性に適合した顧客への販売がなされている状況を確認することが求められていますが、その一方で例えば公募投信において後者については直販を行わない資産運用会社がその状況を把握することは困難であるとも理解しています。そのため今回の改訂によって、補充原則の新規設定及び従来の原則6への新たな(注)の追加により、組成会社と販売会社における情報連携の必要性が明確に示されたことは、これまでの状況を一步前進させるうえで重要なポイントであったと考えます。大枠が整備されたため、次は実務としての実効性の確保がポイントとなり、本補充原則の基本的な考え方の中でも連携すべき内容について業界の共通認識を醸成することが重要であるとして、連携すべき対象商品の範囲や情報の内容、頻度、連携方法等について、フォーマットの作成も含めた実務的な検討が、組成会社・販売会社双方の自主規制機関等が連携して実施されることが期待されています。

さらには「プロポーショナリティ(釣り合いの取れた方法)」の考え方方が示され、上述したとおりプロダクトガバナンスの確保により得られる便益とそれに要するコスト等が釣り合いの取れたものとなっていることが重要であるとされています。すなわち、プロダクトガバナンスは商品の性質、投資サービス、想定投資家層を考慮した上で、商品の複雑性と公表情報の入手可能性に応じて、釣り合いの取れた方法で運営していくことが必要であると考えられます。資産運用会社としては、販売会社からどのような情報を入手できるのか、入手した情報をを利用して、どのような対応を図っていくのかが重要になってくるものと考えます。

また、本補充原則は欧州や英国のプロダクトガバナンスに関する規制を参考にしていると考えられる内容も含まれており、プロダクトガバナンスの実務が先行しているこれらの地域の対応を参考にすることも有用と考えます。例えば補充原則 2 から 4 については、欧州の MiFID II への対応、補充原則 5 については英国のバリューレポートなどの海外の好事例を参考にしつつ実務上の対応を図って行くことが考えられます。

おわりに

PwC Japan 有限責任監査法人においては、プロダクトガバナンスの分野で先行する欧米のベストプラクティスをおさえ、資産運用業界での経験が長く、業務内容や現場の苦労をよく理解しているメンバーにより、理論に偏ることのない、実務に配慮したプロダクトガバナンスに係る態勢構築支援が可能です。これからも引き続き情報発信や関係者との議論、資産運用会社に対する多様な角度からのサポートを通じて、インベストメントチェーン全体におけるプロダクトガバナンスの高度化へ貢献できればと考えております。

内容にご質問などございましたら、以下の問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan 有限責任監査法人
資産運用アシュアランス部
ディレクター 若 本 裕 介
マネージャー 久保田 秀 樹

PwC Japan 有限責任監査法人 資産運用アシュアランス部 お問い合わせフォーム

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーフーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.